

★ 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に係る認定・取消に伴う【国民年金第3号被保険者の届出】に関する手続き

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方の被扶養者認定・取消申告の手続と併せて提出してください。

●被扶養配偶者の認定申告をされる時

＜提出書類＞

「国民年金第3号被保険者関係届（3号該当）」

＜添付書類＞ 次のいずれかを添付してください。

- ・年金手帳の写し
- ・基礎年金番号通知書の写し

●被扶養配偶者の取消申告をされる時

1 「被扶養配偶者非該当届」が必要となる場合

(1) 収入が認定基準以上に増加し被扶養配偶者でなくなったとき

※ 被扶養配偶者が被用者年金制度の資格取得（国民年金第2号被保険者）となった場合（就職先で保険証が交付される場合）は、提出不要です。

(2) 離婚により被扶養配偶者でなくなったとき

＜提出書類＞

「国民年金第3号被保険者関係届（非該当）」

2 「死亡届」が必要となる場合

被扶養配偶者が死亡したとき

＜提出書類＞

「国民年金第3号被保険者関係届（死亡）」

注意：次のイからハは、その事実を日本年金機構において確認することができるため、「非該当届」は不要です。

- イ 組合員が退職等により第1号被保険者となる場合
- ロ 組合員が死亡した場合
- ハ 組合員が65歳に到達した場合

3 留意事項

「非該当」の届出をされた方は、必ず市町窓口において「国民年金第1号被保険者」の手続きを行う必要があります。